

相続税納税猶予に関する適格者証明願について

相続税の納税猶予制度は、20年間（生産緑地を含む場合は一生涯）農地を耕作することを条件として、申し出のあった農地の相続税の一部の納税を猶予し、20年間（生産緑地を含む場合は猶予対象者の死亡時まで）耕作を行ったと認められた場合に、猶予した相続税の免除を受けられるものです。

なお、証明を受けられる農地は耕作地に限ります。不耕作地、譲渡、賃貸、分家住宅等の転用計画がある農地は除外して下さい。（市街化区域内で猶予が受けられるのは、生産緑地のみです。）

証明願は添付書類を完備して毎月10日（休日の場合は、その翌日。）までに提出して下さい。

◎ 添 付 書 類

- 1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願
特例適用農地等の明細書
・証明願は2部作成し、印鑑は実印使用（左綴じのうえ割印、捨印を押印する。）
- 2) 申請者の印鑑証明書
・住所、氏名等確認のため（市役所 市民課）より交付を受ける）
- 3) 土地家屋名寄台帳の写し、又は固定資産税評価証明書
・特例を受ける土地表示を確認するため（市役所 課税課）より交付を受ける）
- 4) 戸籍謄本、除籍謄本、原戸籍謄本及び相続人系図
・相続権利者全員を確認するため ・系図は被相続人からの系統を図示する
- 5) 遺産分割協議書の写し、全員（申請者を除く）の印鑑証明書の写し
・遺産分割を行った場合
相続放棄申述受理証明書の写し
・相続持分を放棄した場合（裁判所より交付を受ける）
相続持分不存在証明書の写し
・被相続人よりすでに贈与を受け相続分が存在しない場合
- 6) 土地改良区一時利用地証明（特例を受けようとする農地が、入西北部土地改良区の一時的利用地に指定されている場合）
・市役所 農業振興課へ申請し、交付を受ける
- 7) 案内図及び公図の写し
・案内図は特例を受けようとする農地を住宅地図等で図示する。
・公図の写し（法務局より交付を受ける）

そ の 他

ア) 特例を受ける農地の相続登記を済ませている場合は「登記済の全部事項証明」の原本又は写しを添付して下さい。

・この場合は、上記の3) 4) 5) の書類は不要となります。

イ) 遺言による贈与の場合は農地法第3条許可書の写しを添付して下さい。

・農地法第3条許可農地のみ場合は、上記の4) の書類が不要となります。

ウ) 一括生前贈与を受けている場合は土地家屋名寄台帳の写しを添付して下さい。

・この場合は、上記の4) の書類が不要となります。

◎ 注 意 事 項

下記の事項に該当する場合には納税猶予されていた税額の全部または一部とその期間までの利子税を納めることとなります。

① 猶予税額全額と利子税を納めなければならない場合

イ. 特例を受けた農地の20%以上を譲渡、賃貸又は農地転用した場合（経営移譲年金を受給するための権利設定も該当）

ロ. 農業経営をやめた場合

ハ. 3年毎ごとの証明書を提出しない場合（一部担保及び生産緑地が含まれる方が該当）

② 猶予税額の一部と利子税を納めなければならない場合

イ. 特例を受けた農地の20%以下を譲渡、賃貸又は農地転用した場合

ロ. 収用等によりやむを得ず譲渡した場合

なお、①、②による譲渡であっても1年以内にその譲渡相当、又は一部をもって他の農地を取得し、税務署長の承認を受けた場合には、その取得部分の譲渡はないものと見なされます。

詳しくは 川越税務署 又は 坂戸市農業委員会事務局 へお問い合わせ下さい。

連絡先 川越税務署 資産税部門
〒350-8666
川越市大字並木452-2
Tel.049-235-9411

坂戸市農業委員会事務局
〒350-0292
坂戸市千代田1-1-1
Tel.049-283-1331